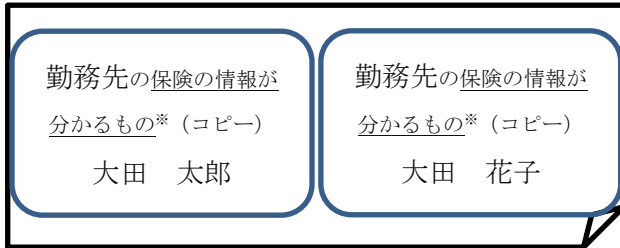


郵送による国民健康保険喪失届出のしかた

就職や扶養認定により勤務先等の健康保険に加入した場合は、大田区国民健康保険の喪失の届出が必要です。郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをお願いいたします。

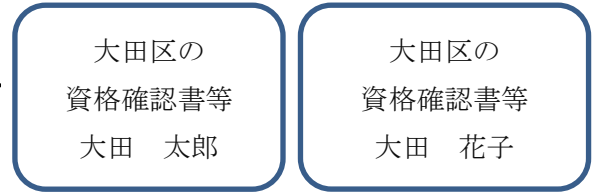
マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。郵送による本人確認にも「身元確認」と「番号確認」が必要です。

① 勤務先の健康保険の情報が分かるもののコピー（加入者全員分）



※資格確認書、資格情報のお知らせ等

② 大田区の国民健康保険証または資格確認書（回収します）



③ 世帯主の本人確認できるもののコピー

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている場合

カード1枚で可能です。



番号確認のため裏面のコピーも必要です。

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をします。

身元確認

番号確認

運転免許証

パスポート

通知カード※

住民票など

（マイナンバー付）

顔写真付き証明書がない場合は
資格確認書+年金手帳など

住民票の写し または
住民票記載事項証明書
※通知カードは氏名、住所等が
住民票と一致している場合のみ

④ 国民健康保険異動届出書

HPからダウンロードしたものか、

窓口で配布しているものをご利用ください。

国民健康保険異動届出書

住所		世帯主		個人番号	
大田区蒲田五丁目13番14号		大田 太郎		201	
異動される方全員の氏名					
氏名	生年月日	性別	続柄	職業	備考
大田 太郎	〇〇・〇〇・〇〇	男	世帯主	無職	個人事業主
大田 花子	〇〇・〇〇・〇〇	女	妻	無職	個人事業主
オオタ ナホコ	〇〇・〇〇・〇〇	女	子	無職	個人事業主
オオタ ハナコ	〇〇・〇〇・〇〇	女	子	無職	個人事業主

記入例

① ~ ④を下記の宛先にお送りください

切手	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所 国保年金課 国保資格係 行
----	---

○ 1回分の支払い金額は、年間保険料を納入通知書送付月から3月（年度末）までの月数で割った金額となっています。したがって、1回分の支払い金額が1ヵ月分の保険料となりません。このため、保険料がやめた月以降にも残る場合や、納め過ぎとなる場合があります。

保険料に変更が生じた場合は、変更通知書をお送りします。もし、保険料が納め過ぎになる場合は、変更通知書で変更した保険料額をお知らせした後、還付の通知をお送りします。

○ 他の健康保険に加入した後は大田区の国民健康保険で受診はできません。

もし、医療機関を受診していた場合、医療費の7割（または8割）を返還していただく場合があります。健康保険が変わったことを医療機関に伝えてください。